平成２６年（フ）第１５５１号
東京都葛飾区東新小岩６丁目８―12　第２藤マンション303
債務者　木村　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０８号
神奈川県茅ヶ崎市堤519番地
債務者　髙橋　康代
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2034番地２
破産者　日本情報印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
埼玉県戸田市上戸田１丁目９番９号
破産者　株式会社サンケン
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
愛知県豊橋市杉山町福住142番地
破産者　有限会社一達
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９０７号
大阪府河内長野市昭栄町３番55号
破産者　株式会社杉岡建設
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
島根県邑智郡川本町大字小谷52番地
破産者　伊藤　隆男
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３１５号
岡山市南区植松367番地　リバーサイドＦ．Ｍ．203号室、開始決定時の住所岡山市南区植松648番地13
破産者　原田　　彰
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４号
沖縄県沖縄市園田１丁目14番13号、住民票上の住所沖縄県沖縄市園田１丁目２番５号　ライオンズマンション園田501
破産者　護得久朝民
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３２５号
札幌市北区屯田９条８丁目７番３―116号、破産開始決定時の住所札幌市東区北35条東25丁目４番19号
破産者　深田　和紀
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
青森県黒石市桜木町43番地11
破産者　山上　俊彦
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７３９号
埼玉県和光市下新倉２丁目４番20号　サンクエトワール306、破産手続開始決定時の住所埼玉県和光市新倉２丁目22番60号
破産者　佐々木一也
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
堺市南区城山台２丁１番25―204号、開始決定時の住所堺市南区御池台１丁27番６―205号
破産者　大西　元治
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
広島市中区吉島町10番９号
破産者　森原　豊喜
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８号
釧路市暁町９番18号　ハイム暁５号２階、破産手続開始決定時の住所釧路市暁町２番10号
破産者　能登谷商店こと　能登谷京子
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
埼玉県東松山市大字上唐子1469番地６、開始決定時の住所埼玉県東松山市松葉町２丁目17番31号
破産者　間仁田祐文
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５４号
京都市上京区茶屋町112―３、開始決定時の住所兵庫県明石市西明石南町２丁目９番25号　関西電力明石寮
破産者　勝田　和宏
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
広島県東広島市三永１丁目８番21―405号　エポック21
破産者　山口　秀隆
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部